

## 欧州データ連合戦略（A European Data Union Strategy）に関するエビデンス提供の呼びかけ～2020年欧州データ戦略から、AI時代の次のデータ戦略へ～

ヨーロッパニュースレター

2025年5月28日号

執筆者:

[石川 智也](#)

[n.ishikawa@nishimura.com](mailto:n.ishikawa@nishimura.com)

2025年5月23日、欧州委員会は、欧州データ連合戦略（A European Data Union Strategy）に関するエビデンス提供の呼びかけを開始した<sup>1</sup>。欧州データ連合戦略は、2020年欧州データ戦略（A European Strategy for Data）<sup>2</sup>に続くEUのデータ戦略であり、第二次フォン・デア・ライエン体制の今後の5年間のデータ戦略を方向付ける可能性があると言えよう。このエビデンス提供の呼びかけのプロセスは2025年7月18日まで行われ<sup>3</sup>、その後、2025年第3四半期に欧州データ連合戦略が採択予定である<sup>4</sup>。以下では、欧州データ連合戦略の位置づけ、上記呼びかけにおいて説明されている課題や、戦略の目的・課題への対処法を紹介した上で、今後、日系企業が、欧州データ連合戦略及びその周辺のデジタル政策の進展にどのように向き合っていくべきかについて、実務的な観点から若干の私見を述べることにしたい。

### 1. 欧州データ連合戦略（A European Data Union Strategy）とは

欧州データ連合戦略は、フォン・デア・ライエン氏によって2024年7月18日に提示された「欧州の選択：次期欧州委員会（2024年～2029年）の政治的指針（Political Guidelines）」<sup>5</sup>において表明され<sup>6</sup>、そ

<sup>1</sup> European Commission, *Call for Evidence for an Initiative (without an Impact Assessment) A European Data Union Strategy*, Ref. Ares(2025)4163996 (May 23, 2025).

<sup>2</sup> *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions A European Strategy for Data*, COM (2020) 66 final (Feb. 19, 2020).

<sup>3</sup> *Commission Seeks Views on the Use of Data to Develop Artificial Intelligence* (May 23, 2025), available at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/commission-seeks-views-use-data-develop-artificial-intelligence>.

<sup>4</sup> European Commission, *supra* note 1.

<sup>5</sup> Ursula von der Leyen, *Europe's Choice Political Guidelines for the next European Commission 2024-2029* (Jul. 18, 2024).

<sup>6</sup> 関連箇所の原文（翻訳）は以下。

To support the development of AI and other frontier technologies, **Europe needs to exploit the untapped potential of data.** (AI やその他のフロンティア技術の発展を支援するために、**欧州はデータの未開拓な潜在能力を活用する必要がある。**)

Access to data is not only a major driver for competitiveness, accounting for almost 4% of EU GDP, but also essential for productivity and societal innovations, from personalised medicine to energy savings. (データへのアクセスは、EU のGDP の4% 近くを占める競争力の大きな原動力であるだけでなく、個別化医療から省エネに至るまで、生産性や社会の革新にとって不可欠である。)

However, too many companies in Europe struggle to get access to the data they need –while large foreign tech companies use European data to fuel their business. (しかしながら、欧州では多くの企業が自身が必要とするデータへのアクセスに苦労しており、一方で海外の大手テック企業は欧州市民のデータを利用してビジネスを発展させている。)

の後、2025年1月に欧州委員会によって発表された「EUのための競争戦略（A Competitiveness Compass for the EU）」<sup>7</sup>において、大規模かつ高品質のデータが利用可能であることが AI の開発にとって必須の要素であることを理由として、セキュアな民間及び公的データの共有を改善・促進し、規制体制とその適用を簡素化し、新しいシステムやアプリケーションの開発を加速させるために提案することとされた、EU のデータに関する戦略である<sup>8</sup>。このように、AI 開発との関係がフォーカスされていることもあってか、2025年4月に提示された「AI 大陸活動計画（AI Continent Action Plan）」<sup>9</sup>の鍵を握る部分であるともされる<sup>10</sup>。

従前の政策との関係では、第一次フォン・デア・ライエン体制の下で、共通データスペースの創設を提唱し<sup>11</sup>、また、本年9月12日に適用開始となるデータ法（Data Act）<sup>12</sup>など、近時の様々なデータ法制の方向性を示した2020年欧州データ戦略<sup>13</sup>に続くEUのデータ戦略であり、トラストのある越境データ移転、共通データスペース、それらとAIのエコシステムとの間のリンク、データ共有におけるトラストの確保のための既存の活動の上に成り立つとも説明されている<sup>14</sup>。

2020年欧州データ戦略がこの5年間のEUでのデータ戦略の方向性を示したように、今回の欧州データ連合戦略も、第二次フォン・デア・ライエン体制の今後の5年間のデータ戦略を方向付ける可能性があると言えよう。

## 2. 解決すべき課題

今回の呼びかけは、2020年欧州データ戦略が一定の成果を上げたことを踏まえつつも、AIの発展が進行

---

While ensuring high standards of data protection, we will support companies by improving open access to data, notably to support SMEs to fulfil reporting obligations. (私たちは、高水準のデータ保護を確保する一方で、データへのオープンアクセスの改善により企業を支援していく。特筆すべきものとしては、中小企業が報告義務を履行するための支援が挙げられる。)

Europe needs a data revolution. (欧州はデータ革命を必要としている。)

This is why we will put forward a **European Data Union Strategy**. This will draw on existing data rules to ensure a simplified, clear and coherent legal framework for businesses and administrations to share data seamlessly and at scale, while respecting high privacy and security standards. (これが、私たちが**欧州データ連合戦略**を打ち出す理由である。欧州データ連合戦略は、既存のデータに関するルールを活用し、高いプライバシーとセキュリティの基準を尊重しつつ、企業と公的機関がシームレスかつ大規模にデータを共有するための簡素で明確かつ首尾一貫した法的枠組みを確保するものである。)

<sup>7</sup> *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions A Competitiveness Compass for the EU*, COM (2025) 30 final (Jan. 29, 2025).

<sup>8</sup> *Id.* at 6.

<sup>9</sup> European Commission, *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions AI Continent Action Plan*, COM (2025) 165 final (Apr. 9, 2025).

<sup>10</sup> European Commission, *supra* note 3.

<sup>11</sup> データスペースについては、以下の2つのワーキングドキュメント参照。 *Commission Staff Working Document on Common European Data Spaces*, SWD (2022) 45 final (Feb. 23, 2022); *Commission Staff Working Document on Common European Data Spaces*, SWD (2024) 21 final (Jan. 24, 2024).

<sup>12</sup> Regulation (EU) 2023/2854 of the European Parliament and of the Council of 13 December 2023 on Harmonised Rules on Fair Access to and Use of Data and Amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directive (EU) 2020/1828 (Data Act) (Text with EEA relevance), 2023 O.J. L.

<sup>13</sup> European Commission, *supra* note 2.

<sup>14</sup> European Commission, *supra* note 3.

する中、産業データや十分に普及していない言語から成るデータを解放するために、さらに多くのことがなされなければならないとして、以下のような課題を掲げている。

- EU 経済は、伝統的な分野では強い企業が多い一方で、テック分野では大企業がほとんどないという特徴があり、デジタル化の過程で困難に直面している。同時に、EU 域外の大手テック企業は、自身をデジタル化のパートナーとして伝統的な産業部門への参入を目指している。欧州の産業界は、AI の開発・適用等のデジタル化プロジェクトにおいて、他の選択肢を欠いている。
- 個人データの経済とは異なり、産業データは分野固有であり、多くの異なるプレーヤーによって保有されている。彼らは、データの共有や集約において規制上の課題に直面している。また、一部のデータは特定の言語に依存しており、データ量が限られている。その結果、イノベティブな企業は、異なる産業分野や異なる欧州の言語に対応した基盤モデルを訓練したり、継続的に改善したりできない。
- データへのアクセスに次いで、人材、演算施設、資本へのアクセスも依然として課題である。EU でのデータの利用に関する規制状況は、一般法と分野別の法が複雑に絡み合うという特徴があり、これらの法律の相互関係は、異なる機関や当局によって執行の対象となる事業者にとって理解し難いことが多く、事業者や公的機関に非効率と不確実性をもたらしている。個人データの処理に関するルールを調和させる努力にもかかわらず、加盟国は開放条項（Open Clause）や特定のオプトアウトの権利に基づき、異なるルールを定めることができる。さらに、あらゆる種類の規制において報告・届出義務が拡大されており、競争力に影響を及ぼしている。
- 国際的なデータ流通が経済全体を通じてますます重要になっている一方で、課題もある。欧州企業は、EU 域外から EU 域内へのデータ移転に関する不確実性に直面することが多い。また、EU の特定の種類のデータについては、悪意のある者から十分に保護されていない。さらに、近時の地政学的な緊張により、他国への過度な依存に起因する場面での EU の経済安全保障上の懸念が高まっている。例えば、特定分野の生成 AI に関係するデータへの依存が、EU の長期的な競争力を確保する能力を妨げかねない。

### 3. 目的と課題への対処法

上記のような課題に対処すべく、今回の呼びかけでは、欧州データ連合戦略の目的と課題への対処法について、以下のように言及されている。

- 第一の目的は、生成 AI の開発等、データの利活用の拡大を実現するため、データ技術への投資を促進し、自発的な取組みや資金提供を通じて特定のデータ資産を利用可能にすることである。具体的には、追加のデータソースへのオンデマンド・アクセスのためのワン・ストップ・ショップ等のスタートアップ企業のためのデータへのアクセスを向上させる措置や、自発的なデータ共有を促進するための追加的な措置などが含まれ得る。
- 第二の目的は、簡素化である。簡素化は、(1)既存ルールの合理化及び(2)事務負担を軽減するためのデータツールの開発によって行われるべきとされる。既存の枠組みを統合すべく、当該枠組みを評価し、また、効果的なデータ経済のために各制度が最適に連携して機能するようにすることが必要な場合

には、効果的なガバナンスメカニズムを含め、的を絞った調整を提案することとする。さらに、報告義務の自動的な遵守を可能にするためにデジタルインフラを開発・導入すべきである。これは、将来的な法制化のイニシアティブにおけるデジタル報告の義務化や、既存の法制におけるデジタル報告の促進の検討にまで及ぶ可能性がある。

- 第三の目的は、「国際的なデータ戦略」の策定である。この戦略には、EU のデータの輸出を保護するための活動と EU へのデータの輸入を促進するための活動とが含まれるところ、EU の対外的なデジタル貿易政策だけでなく、とりわけ EU 域内のデータ関連の法規範の蓄積（data acquis）をも考慮した統合的なアプローチが求められる。さらに、国際的なデータ戦略において、欧州共通データスペースへのアクセスについても検討し、二国間及び多国間レベルでの優先的な取組みと、契約に基づくデータ共有に役立つ国際的なルールの発展のための活動を特定すべきである。

#### 4. 今後、日系企業が、欧州データ連合戦略及びその周辺のデジタル政策の進展にどのように向き合っていくべきか

以上を踏まえ、今後、日系企業が、欧州データ連合戦略及びその周辺のデジタル政策の進展にどのように向き合っていくべきかについて、実務的な点を中心に 4 点述べておきたい。

第 1 に、2025 年第 3 四半期に採択予定の欧州データ連合戦略が、今後の 5 年間の EU のデータ戦略を方向付ける可能性があることを認識し、その内容をフォローしていくことが重要である。フォローに際しては、欧州データ連合戦略が、①2020 年欧州データ戦略と、その後の、共通データスペース、並びに、データガバナンス法やデータ法等によるデータの開放と利活用促進に係る政策の延長線上にあること、②さらに、AI の開発にとってデータが不可欠になっているという課題を踏まえ、AI 大陸活動計画との関係が意識されるようになってきていること、③ただし、昨年ドラギレポート<sup>15</sup>以降に顕著となった「簡素化」の要請を受けることを念頭に置いておくと、今後、様々な内容が理解しやすくなるように思われる。

第 2 に、「簡素化」の点については、今後 EU の法制を評価した上で、必要な調整を行う旨が提案されているため、既存の法令の一部改正が提案される可能性もある。もっとも、欧州データ連合戦略は、2020 年欧州データ戦略の延長線上にあり、共通データスペース、並びに、データガバナンス法やデータ法等によるデータの開放と利活用促進に係る政策の方針転換を意図しないため、データ法等の既存のデータ法制が大きく後退する可能性は低いように思われる。他方で、AI 法については、その厳格な規制が EU での AI 開発を妨げているとの指摘が多く見られることもあり、後で述べる Digital Package での提案が注目される。

第 3 に、欧州データ連合戦略の周辺の動向としては、2025 年 2 月 11 日に公表された Commission Work Programme 2025<sup>16</sup>において、立法提案を含む Digital Package の提案が第 4 四半期に行われる旨が公表さ

<sup>15</sup> Mario Draghi, *The Future of European Competitiveness Part A Competitiveness Strategy for Europe* (Sep. 9, 2024); Mario Draghi, *The Future of European Competitiveness Part B In-depth Analysis and Recommendations* (Sep. 9, 2024).

<sup>16</sup> *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions Commission Work Programme 2025 Moving Forward Together: A Bolder, Simpler, Faster Union*, COM (2025) 45 final (Feb. 11, 2025).

れたことが注目される<sup>17</sup>。この Digital Package の内容としては、サイバーセキュリティ法のレビュー及びサイバーセキュリティに関する法令の簡素化により、（規制の）重複を回避すべく、複数の目的での報告を促進する簡素でよりアジャイルな手法を確保する旨が謳われている<sup>18</sup>。この点は、EU のサイバーセキュリティに関する法令にある様々な当局への報告義務の調整を意図しているように思われる。

また、デジタル分野の法規範の蓄積（GDPR、データガバナンス法、データ法、サイバーセキュリティ法、サイバーレジリエンス法、EU Chips Act、AI 法が例示されている）が十分に中小事業者等のビジネスのニーズと制限を反映しているかについての評価が含まれるとされている<sup>19</sup>。この点は、例えば、中小事業者の適用除外要件の創設や拡大等が意図されているのではないかと推測されるが、評価の結果次第ではこれらの内容に限られないように思われる。さらに、EU データ連合戦略についても言及がある<sup>20</sup>。

この Digital Package は、2025 年 5 月 21 日公表のオムニバス法案 IV<sup>21</sup>のプレスリリースにおいても、今後 6 月に提案予定のオムニバス法案 V の後公表される旨が示唆されている<sup>22</sup>。なお、このオムニバス法案 IV では、中小事業者への配慮から GDPR の 30 条処理記録義務の免除要件の緩和が提案されている<sup>23</sup>。

第 4 に、データへのアクセス促進策については、分野別の政策文書に記載されることもあるため、自社グループに関連する分野別の文書についても注意を払うことが望ましい。例えば、自動車分野との関係では、2025 年 3 月 5 日に「欧州の自動車セクターのための産業アクションプラン（Industrial Action Plan for the European Automotive Sector）」<sup>24</sup>が公表されており、同文書によれば、コネクテッドカーより生じるデータについては、①データ法の適用とデータ法の適用開始時に公表される in-vehicle data に関するガイダンスを通じて、そのメリットを刈り取るエコシステムを認めるための十分な措置を講じる予定としつつも、②データ法の効果の評価次第で、in-vehicle data へのアクセスに関する立法提案や、欧州自動車データプラットフォームなるものの創設の可能性等の更なる行動を検討する旨が示唆されている<sup>25</sup>。

今後も EU におけるデータ戦略から目が離せない。

---

<sup>17</sup> *Id.* at Annex I.

<sup>18</sup> European Commission, *A Simpler and Faster Europe: Communication on Implementation and Simplification* 6 (Feb.11, 2025).

<sup>19</sup> *Id.* at 6.

<sup>20</sup> *Id.* at 6-7.

<sup>21</sup> Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council Amending Regulations (EU) 2016/679, (EU) 2016/1036, (EU) 2016/1037, (EU) 2017/1129, (EU) 2023/1542 and (EU) 2024/573 as Regards the Extension of Certain Mitigating Measures Available for Small and Medium Sized Enterprises to Small Mid-cap Enterprises and Further Simplification Measures, COM (2025) 501 final (May 21, 2025).

<sup>22</sup> European Commission, *Commission Proposes Simplification Measures to Save EU Businesses a Further €400 Million Per Year* (May 21, 2025), available at [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_25\\_1277](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_1277).

<sup>23</sup> *Supra* note 21 at Article 1.

<sup>24</sup> *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions Industrial Action Plan for the European Automotive Sector*, COM (2025) 95 final (Mar. 5, 2025).

<sup>25</sup> *Id.* at 5.

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)